

よしかわ観光協会備品使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、よしかわ観光協会（以下「協会」という。）が保有する備品（以下「協会備品」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 何人も、協会備品を使用することができる。ただし、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 吉川市の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であるとよしかわ観光協会会長（以下「会長」という。）が認めるとき。

(使用許可申請)

第3条 協会備品を使用しようとする者は、あらかじめよしかわ観光協会備品使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、協会備品を使用しようとする日前7日までに提出しなければならない。ただし、会長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用許可)

第4条 会長は、前条の規定による申請書を受けた場合において、協会備品の使用を適当と認めたときは、よしかわ観光協会備品使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 会長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 協会備品の使用期間は、借用と返却に要する期間を含め、原則1回につき5日間以内とする。ただし、特別な事情を有しかつ会長が認めた場合は、この限りでない。

(備品の種類及び使用料)

第6条 協会備品の種類及び使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、許可書の交付時に納付するものとする。

(使用料の免除及び還付)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除すること

ができる。

(1) よしかわ観光協会会員が使用するとき。

(2) 公共又は公益を目的とする事業に供するために使用するとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、使用料を免除することが妥当であると会長が認めるとき。

2 使用する備品が悪天候その他やむを得ない理由により、使用できなかった場合で会長が認めた場合は、第6条の規定により納付した使用料は還付することができる。

3 前項の使用料の還付を受ける場合は、よしかわ観光協会備品使用料還付申請書（様式第3号）に使用料の領収書を添えて会長に提出しなければならない。
（使用上の遵守事項）

第8条 協会備品を使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた目的に限り使用すること。

(2) 使用期間を遵守すること。

(3) 許可書の許可条件及び付記事項を遵守すること。

(4) 返却時には、第11条に規定する庶務担当者の検査を受けること。

（許可の取消し）

第9条 第4条の規定により使用許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、よしかわ観光協会備品使用許可取消通知書（様式第3号）により、その許可を取消することができる。

2 前項の規定により使用許可を取消された者は、以後の使用許可は受けることができない。

3 第1項の規定により使用許可を取消した場合は、第6条の規定により納付した使用料の還付はしない。

4 協会は、使用許可を受けた者に許可の取消しによる損害が生じても、一切の責めを負わない。

（原状回復）

第10条 協会備品を汚損した場合は、使用許可を受けた者の責任と負担において、弁償又は修補等により原状に復さなければならない。

（庶務）

第11条 協会備品の使用取扱いに関する庶務は、吉川市市民生活部商工課において処する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協会備品の使用取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

備品の種類及び使用料（1回当たり）

備品名	単位	使用料	備考
キャラクター着ぐるみ	1式	5,000円	
テント	1張	2,000円	幅5.4m×奥行3.6m
簡易テント	1張	1,000円	幅3.0m×奥行3.0m
提灯	1式	2,000円	提灯100張（電球、ソケット、ケーブル付）
寸胴鍋	1個	1,000円	
寸胴鍋用ガスバーナー	1台	1,000円	
大羽釜	1口	1,000円	
大羽釜用かまど	1基	1,000円	

備考

- 第5条の規定により、5日間超の使用が認められた場合の使用料は、5日間ごとに1回と見なす。ただし、第9条に規定する原状回復を行うために要する期間は、これに含めないものとする。
- 寸胴鍋用のかまど及び大羽釜用のガスバーナー並びにプロパンガスは、使用者にて用意すること。

様式第1号（第3条関係）

よしかわ観光協会備品使用許可申請書

年 月 日

（あて先）よしかわ観光協会会長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話

下記のとおり、よしかわ観光協会の備品を使用したいので申請します。

記

使用する備品の種類 ※該当するものに印（ <input checked="" type="checkbox"/> ） を付けてください。	<input type="checkbox"/> キャラクター着ぐるみ	1式
	<input type="checkbox"/> テント	1張
	<input type="checkbox"/> 簡易テント	1張
	<input type="checkbox"/> 提灯	1式
	<input type="checkbox"/> 寸胴鍋	1個
	<input type="checkbox"/> 寸胴鍋用ガスバーナー	1台
	<input type="checkbox"/> 大羽釜	1口
	<input type="checkbox"/> 大羽釜用かまど	1基
使用目的		
使用日又は期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡責任者	氏名	
	連絡先	
添付書類	使用内容が分かる企画書等	

様式第2号（第4条関係）

よしかわ観光協会備品使用許可書

観第 号
年 月 日

様

よしかわ観光協会会長

年 月 日付けで申請のありましたよしかわ観光協会備品使用許可申請については、下記のとおり許可します。

記

使用する備品の種類	<input type="checkbox"/> キャラクター着ぐるみ	1式
	<input type="checkbox"/> テント	1張
	<input type="checkbox"/> 簡易テント	1張
	<input type="checkbox"/> 提灯	1式
	<input type="checkbox"/> 寸胴鍋	1個
	<input type="checkbox"/> 寸胴鍋用ガスバーナー	1台
	<input type="checkbox"/> 大羽釜	1口
使用目的		
使用日又は期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用料	<input type="checkbox"/> 有（ 円） <input type="checkbox"/> 無	
許可条件	1 本申請書の申請内容どおりに使用してください。 2 第9条第1項の規定に該当するときは、使用許可を取り消すものとします。 3 その他、本要綱を遵守してください。	
付記事項		

様式第3号（第7条関係）

よしかわ観光協会備品使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）よしかわ観光協会会長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話

下記のとおり、よしかわ観光協会備品使用料の還付を申請します。

記

許可番号	観第 号
使用料	円
使用料還付の理由	
添付書類	使用料の領収書（原本）

様式第4号（第9条関係）

よしかわ観光協会備品使用許可取消通知書

年 月 日

様

よしかわ観光協会会長

観第 号のよしかわ観光協会備品の使用については、下記のとおり許可を
取り消します。

記

理由